

令和5年5月1日

保護者の皆さまへ

鶴居村教育委員会教育長

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日ごろから、学校の新型コロナウイルス感染症への対応について、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「5類感染症」に移行することになりました。これに伴い、文部科学省及び北海道教育委員会から、5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症への対策が示され、村内各学校では次のとおり対応することとなりますので、お知らせします。

保護者の皆様には、学校における今後の新型コロナウイルス感染症対策に、引き続き御理解と御協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

記

1 学校における感染症対策

村内各校では、文部科学省や北海道教育委員会の通知、文科省の衛生管理マニュアル等に基づき、5月8日以降は、次のとおり感染症対策に取り組みながら、学校教育活動を進めます。

(1) 基本的な考え方

5月8日以降も基本的な対策は継続

・ 児童生徒の健康状態の把握 ・ 換気 ・ 手洗いや咳エチケットの指導

学校では、5月8日以降も、児童生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった基本的な対策は継続しますが、これ以外には特段の感染症対策は行いません。

なお、学校や地域において感染が流行している場合などには、対面・大声での発声や会話を控えたり、児童生徒間の一定の距離の確保などの措置を一時的に講じる場合があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

感染が確認された児童生徒

・ 出席停止（発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）
・ 発症から10日を経過する前に登校が可能となった場合は、国の通知に基づき当該児童生徒にはマスクの着用を推奨することになります。

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒については、これまでどおり「出席停止」となりますが、その期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。

なお、発症から10日を経過する前に登校が可能となった場合には、国の通知に基づき当該児童生徒にはマスクの着用を推奨することになりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

(3) 「濃厚接触者」の取扱いについて

・ 5月8日以降は「濃厚接触者」の特定は行われません。
・ 同居している家族が感染した場合等であっても、出席停止となりません。

5月8日以降は「濃厚接触者」の特定は行われないこととなります。このため、同居している
(裏面に続く)

家族が感染した場合等であっても、感染が確認されていない児童生徒については、出席停止となりません。

また、学校においても、児童生徒に感染が確認された場合の接触者の特定は行いません。

(4) 発熱等の症状がある場合

・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅等で休養を。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せず自宅等で休養するよう、御理解をお願いいたします。なお、軽微な症状があることをもって登校を制限するものではありません。

(5) 出欠の取扱い

基礎疾患や感染への不安等があり、学校を休ませたい場合などの出欠の取扱いについては、学校にご相談ください。

(6) 学校教育活動

**・基本的な対策以外、特段の対応は行いません。
・マスクの着用も求めないことを基本とします。
・学校内で感染が広まった場合は学級を臨時休業する場合があります。**

学校教育活動においては、学校行事や部活動を含め、上記(1)の基本的な対策以外、特段の対応は行いません。マスクの着用も求めないことを基本とします（上記(2)の場合は推奨します）。学校給食も「黙食」の対応はとりません。

なお、新型コロナウイルス感染症は、当分の間、流行する可能性がありますので、学校内で感染が広がった場合には、学級の臨時休業（いわゆる「学級閉鎖」）等の措置を講じる場合があります。

2 感染が確認された場合の公表について

5月8日以降は、感染が確認されたことのお知らせは行いません。

児童生徒に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、これまで、メール等でその都度保護者の皆様にお知らせしてきましたが、5月8日以降は連絡を行いません（インフルエンザに感染した場合と同様と御理解ください）。

保護者の皆様におかれては、常に冷静な対応をしていただいておりますことに心から感謝申し上げます。今後とも、学校における感染症対策に御理解と御協力をお願いいたします。